名古屋港管理組合公報

平成27年11月13日

(金曜日)

第 569 号

目	次	
条	例	
○名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正	Eする条例	
規	則	
○名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の-	一部を改正する規則	2
告	示	
○港湾施設の変更		9
	会 事 項	
○名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する		
○名古屋港管理組合議会議員の死亡		10
	委員事項	
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の	の保護に関する規程の一	部改正
	- 42	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 12	ני ל

平成二十七年十一月十三日各古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ただし書並びにイ及び口を削り、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。四 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第

五 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

第四条第三項中「、個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第五条に次の二項を加える。

- 3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。
- おそれがあると認められるときは、この限りでない。ために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するがあり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的の4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意

第八条第三項ただし書中「もの」の下に「(番号利用法第二条第五項に規定する個人番号を除く。)」を加える。

後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人」に改める。第十三条第二項中「は、当該未成年者又は成年被後見人」を「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被

第十四条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。第十五条第一号及び第三号中「法定代理人」を「代理人」に、「開示請求を」を「本人に代わって開示請求を」に、「未成

第二十六条中「の開示」の下に「(保有特定個人情報の開示を除く。)」を加える。

に改める。第二十七条第二項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人」を「代理人は、本人」

第二十八条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

該未成年者又は成年被後見人」を「代理人は、本人」に改める。は第七条」を「、第七条又は番号利用法第十九条」に改め、同条第二項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当イル(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第二号中「又反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファ第三十五条第一項第一号中「又は第五条」を「第五条」に改め、「いるとき」の下に「、番号利用法第二十条の規定に違

第三十六条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

图 图

 \bigcirc

この条例は、公布の日から施行する。

規則

平成二十七年十一月十三日名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。各古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)の一部を次のように改正する。

二 特定個人情報の有無

を加える。 十三条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、様式第二号の二)」第六条第一項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「様式第二号」の下に「(条例第

第七条を次のように致める。

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

- で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。第七条 条例第十四条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類
 - 一本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認める書類
 - 日前三十日以内に作成されたものに限る。) その他その資格を証明する書類として管理者が認める書類二 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本(開示請求をする
 - 書類 | 一本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第一号に定める書類及び次のいずれかの
 - ものに限る。)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)

 イ 開示請求に係る委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする日前三十日以内に作成された
 - ロ その他その資格を証明する書類として管理者が認める書類
- は、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するとき2 条例第十四条第一項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第二項の開示請求に係る保有
 - 一 前項第一号に掲げる場合 同号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し
 - る書類と書類と書類、「開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他その資格を証明する書類として管理者が認め」「前項第二号に掲げる場合」当該法定代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び戸籍
 - れかの書類三一 前項第三号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び次のいず
 - イ 前項第三号イに掲げる書類
 - ロ その他その資格を証明する書類として管理者が認める書類
- 管理者に届け出なければならない。 た代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第二十二条第一項の規定により管理者に事案を移送した旨の通知を受ける 開示請求をした代理人(条例第十三条第二項に規定する代理人をいう。以下この項において同じ。)又は管理者以外の
- 4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

第十三条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- める書類とする。 実施機関の規則で定めるものは、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認3 条例第二十四条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で
- 種類の書類の写しとする。 わらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認める書類のうち二以上のあることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかす 送付により開示を受ける場合において、条例第二十四条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人で

正請求をする場合にあっては、様式第十二号の二)」を加え、同条の次に次の一条を加える。第十六条中「様式第十二号」の下に「(条例第二十七条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって訂

(訂正請求における本人等の証明に必要な書類)

第十六条の二 第七条第一項及び第二項の規定は、訂正請求について準用する。

用停止請求をする場合にあっては、様式第十七号の二)」を加え、同条の次に次の一条を加える。第十九条中「様式第十七号」の下に「(条例第三十五条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって利

(利用停止請求における本人等の証明に必要な書類)

第十九条の二 第七条第一項及び第二項の規定は、利用停止請求について準用する。

	名古屋港	管埋組合公報	報 第569号 平成27年11月1	13日 3		
森 (1) 张 一 中 一	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□本人以施実 □本人と □本人と □を 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、	ことなるる。		
			であることを証明する書類(な、2の書類のほか、戸籍謄	」 の提示又は提出が必要です。 本等その資格を証明する書類が必要で 」		
「2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。 3 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。						

様式第2号の2 (第6条関係)

(任意代理人用)

自己情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

請求者(任意代理人) 氏 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示請求をします。

開示請求をする保有特定 個人情報の内容 (行政文書の名称:) 開示の実施の方法 (希望する方法を○で 囲んでください。) 1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)

本	氏 名	
人	住 所 (居 所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備考	

- 注 1 任意の代理人の方が本人に代わって開示請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。また、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 - 3 また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。
 - 4 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

様式第三号備考を次のように致める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第四号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第五号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」 とする。

様式第六号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第七号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第八号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者又は訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。
 - 「2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。

様式第十二号中

- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
- 「2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
 - (1) 運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しを提出してください。)
 - (2) 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等
- 3 法定代理人の方が請求する場合は、2のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を 証明する書類が必要です。

様式第	12号の	2 (第	16条関係)

(任意代理人用)

自己情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

請求者(任意代理人) 氏 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

電話

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

訂正請求をする保有特定 個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	
氏 名	

次の欄は、記入する必要がありません。

所

所)

人

住

(居

担 当 課 等	
備考	

- 注 1 任意代理人の方が本人に代わって訂正請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
 - (1) 任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しを提出してください。)
 - (2) 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等
 - (3) 委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類

14

141

様式第十三号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」 とする。

様式第十四号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十五号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

「名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条の規定に違反して収集、利用又は提供されているので、

様式第十七号中

1 利用の停止

3 提供の停止

2 消 去 を請求する。

「1 利用の停止

- 2 消 去 を請求する。
- 3 提供の停止

違反に係る規定

- 1 名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第 条
- 「2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明 する書類の提示又は提出が必要です。
 - 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、 戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
- 「2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項第1号(利用の停止又は消去)又は第2号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
 - 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の 提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人である ことを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明す る2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。
- 4 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る3の書類のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) その他その資格を証明する書類が必要です。

様式第17号の2 (第19条関係)

(任意代理人用)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

請求者(任意代理人) 氏 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

利用停止請求をする保 有特定個人情報の内容	(行政文書の名称:)
※利用停止請求の趣旨	1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止
利用停止請求の理由	

本	氏	名	
人	住(居	所 所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担	当	課	等	
備			考	

- 注 1 任意代理人の方が本人に代わって利用停止請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項第1号(利用の停止又は消去)又は第2号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
 - 3 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。また、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

様式第十八号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十九号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第二十号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第二十一号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

图 图

(権行期日)

に一号を加える改正規定及び様式第一号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次

(凝過指題)

- 正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。の規則の施行の日以後になされる開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、同日前になされた開示請求、訂後の規則第十六条の二及び第十九条の二において準用する場合を含む。)並びに第十三条第三項及び第四項の規定は、こ2 この規則による改正後の名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第七条(改正
- 使用することができる。れている様式第二号、様式第十二号及び様式第十七号の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて作成さ

告示

名古屋港管理組合告示第35号

次の港湾施設は、平成27年11月1日から次のとおり変更した。 平成27年11月13日

> 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区画
作倉 C 荷さばき地 (作倉 C)	3	名古屋市港区作倉町	平方メートル 676	図による

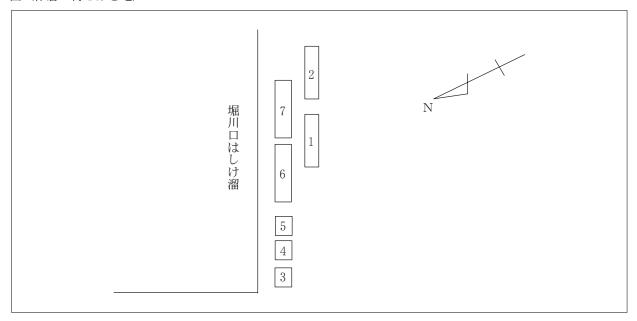
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

11-7-11-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-						
名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区画		
作倉 C 荷さばき地 (作倉 C)	3	名古屋市港区作倉町	平方メートル 736	図による		

図(作倉C荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 作倉Cの区画の面積は、1・2は各125平方メートル、3は66平方メートル、4・5は60平方メートル、6・7は 各150平方メートルである。

議会事項

平成二十七年十一月十三日各古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合議会議長 岡本 善博

名古屋港管理組合議会規則第一号

名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

目次中「取消」を「取消し又は訂正」に改める。各古屋港管理組合議会会開第一号)の一部を次のように改正する。名古屋港管理組合議会会議規則(昭和四十九年名古屋港管理組合議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に改める。

号。以下「法」という。)第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会」に改める。第八条第一項中「日曜日及び」を「組合の」に改め、同条第四項中「議会」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

他に」を「他に」に改める。第十一条中「そなえ」を「備え」に、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)」を「法」に、「、

第二十五条中「備え付けの」を削る。

発言の訂正をする」に改め、同条に次のただし書を加える。第五十八条の見出し中「取消」を「取消し又は訂正」に改め、同条中「取り消す」を「取り消し、又は議長の許可を得て

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第百三条中「が取消」を「が取消し」に、「の取消」を「の取消し又は訂正」に改める。

图 图

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合議会議員髙橋圭三は、平成27年10月21日死亡した。

監査事項

名古屋港管理組合監查委員告示第一号

の一部を次のように改正する。 る古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第二号)

平成二十七年十一月十三日

同 鈴 木 邦 尚同 西 川 洋 二名古屋港管理組合監查委員 石 井 芳 樹

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定個人情報の有無

を加える。 十三条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、様式第二号の二)」第六条第一項第二号中「第十三条第三項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「様式第二号」の下に「(条例第

第七条を次のように改める。

(開示請求における本人等の証明に必要な書類等)

- で実施機関の規程で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。第七条 条例第十四条第二項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類
 - 一本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして監査委員が認める書類
 - 日前三十日以内に作成されたものに限る。) その他その資格を証明する書類として監査委員が認める書類二 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本(開示請求をする
 - 書類 | 一本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第一号に定める書類及び次のいずれかの
 - ものに限る。)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。) イ 開示請求に係る委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする日前三十日以内に作成された
 - ロ その他その資格を証明する書類として監査委員が認める書類
- は、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規程で定めるものを提出するとき2 条例第十四条第一項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第二項の開示請求に係る保有
 - → 前項第一号に掲げる場合 同号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し
 - める書類とる書類と書類、「開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他その資格を証明する書類として監査委員が認正、前項第二号に掲げる場合 当該法定代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び戸籍
 - れかの書類三一 前項第三号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第一号に定める書類のうち二以上の種類の書類の写し及び次のいず
 - イ 前項第三号イに掲げる書類
 - ロ その他その資格を証明する書類として監査委員が認める書類
- 旨を監査委員に届け出なければならない。受けた代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でそのの実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第二十二条第一項の規定により監査委員に事案を移送した旨の通知を3、開示請求をした代理人(条例第十三条第二項に規定する代理人をいう。以下この項において同じ。)又は監査委員以外
- 4 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
 - 第十三条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
- 認める書類とする。 実施機関の規程で定めるものは、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして監査委員が3 条例第二十四条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で
- の種類の書類の写しとする。わらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして監査委員が認める書類のうち二以上あることを証明するために必要な書類で実施機関の規程で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかよ 送付により開示を受ける場合において、条例第二十四条第一項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人で

正請求をする場合にあっては、様式第十二号の二)」を加え、司条の次に次の一条を加える。第十六条中「様式第十二号」の下に「(条例第二十七条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって訂

(訂正請求における本人等の証明に必要な書類)

第十六条の二 第七条第一項及び第二項の規定は、訂正請求について準用する。

用停止請求をする場合にあっては、様式第十七号の二)」を加え、同条の次に次の一条を加える。第十九条中「様式第十七号」の下に「(条例第三十五条第二項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって利

(利用停止請求における本人等の証明に必要な書類)

第十九条の二第一	七条第一項及び第二項の規	定は、利	肝停止	正請求について準用する。		
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		## I	□本本人実他と関係の 「大力と、大力と、大力と、大力と、大力と、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を		万界める。
Γ2	2 請求の際には、運転免許	」 许証等本 <i>)</i>	しであ	っることを証明する書類の:	提示り	」 スは提出が必要です。
様式能11m中 3						の資格を証明する書類が必要で
であって、i 対 類の書類の ¹ 3 法定代理 たもの)その 喪失したとも	請求者本人であることを証明 写しの提出)が必要です。 人の方が請求する場合は、?	明する書 法定代理 類の提示	類を提 人に係 又は提	是出するときは、請求者本 系る2の書類のほか、戸籍 是出が必要です。また、開	人で	出(送付による請求をする場合 あることを証明する2以上の種 (請求日前30日以内に作成され 受ける前に法定代理人の資格を 」

様式第2号の2 (第6条関係)

(任意代理人用)

自己情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監查委員 様

請求者(任意代理人) 氏 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示請求をします。

開示請求をする保有特定 個人情報の内容 (行政文書の名称:) 開示の実施の方法 (希望する方法を〇で) 1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)

本	氏 名	
人	住 所 (居 所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備考	

- 注 1 任意の代理人の方が本人に代わって開示請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。また、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。
 - 3 また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出てください。
 - 4 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

様式第三号備考を次のように致める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第四号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第五号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」 とする。

様式第六号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第七号備考を次のように致める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第八号備考を次のように改める。

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

要です。

2 開示請求者又は訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

「2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実に 合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。

3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必

様式第十二号中

- (1) 運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しを提出してください。)
- (2) 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等

「2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。

3 法定代理人の方が請求する場合は、2のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を 証明する書類が必要です。

様式第	12号の	2	(笙16	条関係	.)

(任意代理人用)

自己情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

請求者(任意代理人) F: 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第27条第1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

訂正請求をする保有特定 個人情報の内容	(行政文書の名称:
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	
氏 名	
人 住 所 (居 所)	電話
次の欄は、記入する必要が	ありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 任意代理人の方が本人に代わって訂正請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 請求の際には、次の書類等の提示又は提出が必要です。
 - (1) 任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類(送付による請求をする場合であっ て、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種 類の書類の写しを提出してください。)
 - (2) 訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等
 - (3) 委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印 に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類

様式第十三号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十四号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十五号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 訂正請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

22

「名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条の規定に違反して収集、利用又は提供されているので、

様式第十七号中

1 利用の停止

2 消 去 を請求する。

3 提供の停止

- 「1 利用の停止
 - 2 消 去 を請求する。
 - 3 提供の停止

違反に係る規定

1 名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条

2 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第 条

- 「2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
 - 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。」
- 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項第1号(利用の停止又は消去)又は第2号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
- 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の 提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人である ことを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明す る2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。
- 4 法定代理人の方が請求する場合は、法定代理人に係る3の書類のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類が必要です。

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

*1*E

様式第17号の2 (第19条関係)

(任意代理人用)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合代表監査委員 様

請求者(任意代理人) 氏 名 郵便番号 住所(居所) 電話番号

年 月 日に開示を受けた保有特定個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

利用停止請求をする保 有特定個人情報の内容	(行政文書の名称:)
	1 利用の停止2 消 去 を請求する。3 提供の停止
※利用停止請求の趣旨	(違反に係る規定 1 名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条 2 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第 条
利用停止請求の理由	

本	氏	名	
人	住(居	所 所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担	当	課	等	
備			考	

- 注 1 任意代理人の方が本人に代わって利用停止請求をすることができる対象は、保有特定個人情報のみです。
 - 2 「違反に係る規定」には、請求権が認められる名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項第1号(利用の停止又は消去)又は第2号(提供の停止)に掲げる違反のうち、該当すると考える違反に係る規定を記入してください。
 - 3 請求の際には、任意代理人に係る運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、請求者本人であることを証明する2以上の種類の書類の写しの提出)が必要です。また、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。

様式第十八号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第十九号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第二十号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

様式第二十一号備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が本人の委任による代理人である場合は、この様式中「保有個人情報」とあるのは、「保有特定個人情報」とする。

室 副

(権行期日)

- (経過借置)とし、第一号の次に一号を加える改正規定及び様式第一号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。1 この規程は、平成二十七年十一月十三日から施行する。ただし、第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号
- された開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。第四項の規定は、この規程の施行の日以後になされる開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、同日前にないう。)第七条(改正後の規程第十六条の二及び第十九条の二において準用する場合を含む。)並びに第十三条第三項及び2 この規程による改正後の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(以下「改正後の規程」と
- かわらず、当分の間、使用することができる。 規定に基づいて作成されている様式第二号、様式第十二号及び様式第十七号の用紙については、改正後の規程の規定にから この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合